

議案第123号

備前市立認定こども園設置条例等の一部を改正する条例の制定について

備前市立認定こども園設置条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年11月27日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市立認定こども園設置条例等の一部を改正する条例

(備前市立認定こども園設置条例の一部改正)

第1条 備前市立認定こども園設置条例(平成22年備前市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条の表備前市立三石認定こども園の項の次に次のように加える。

備前市立日生認定こども園	備前市日生町寒河380番地36
--------------	-----------------

第6条第2号中「備前市使用料及び手数料条例(平成17年備前市条例第88号)で定める額」を「無料」に改める。

(備前市立保育園設置条例の一部改正)

第2条 備前市立保育園設置条例(平成17年備前市条例第123号)の一部を次のように改正する。

第2条の表備前市立日生保育園の項を削る。

(備前市立小学校、中学校、高等学校及び幼稚園設置条例の一部改正)

第3条 備前市立小学校、中学校、高等学校及び幼稚園設置条例(平成17年備前市条例第96号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

備前市立小学校、中学校及び高等学校設置条例

第1条中「、高等学校及び幼稚園」を「及び高等学校」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表第4を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(備前市立幼稚園児預かり保育条例の廃止)
- 2 備前市立幼稚園児預かり保育条例(平成17年備前市条例第98号)は、廃止する。
(備前市立幼稚園児預かり保育条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に実施した預かり保育に係る保育料については、なお従前の例による。
(備前市職員の給与に関する条例の一部改正)
- 4 備前市職員の給与に関する条例(平成17年備前市条例第57号)の一部を次のように改正する。
別表第4教育職給料表等級別基準職務表の表中「、保育園長及び幼稚園長」を「及び保育園長」に改める。
(備前市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)
- 5 備前市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例(平成17年備前市条例第61号)の一部を次のように改正する。
第2条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。
(備前市使用料及び手数料条例の一部改正)
- 6 備前市使用料及び手数料条例(平成17年備前市条例第88号)の一部を次のように改正する。
第7条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。
附則第4項を削る。
別表第1使用料の表保育料の部を削る。
(備前市使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 この条例の施行の日前の使用に係る幼稚園保育料については、なお従前の例による。
(備前市学校給食共同調理場設置条例の一部改正)
- 8 備前市学校給食共同調理場設置条例(平成17年備前市条例第100号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「

日生中学校
日生幼稚園

」を

「

日生中学校

」に改める。

(備前市立学校教育環境整備検討委員会条例の一部改正)

- 9 備前市立学校教育環境整備検討委員会条例(平成21年備前市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市立幼稚園、小学校」を「市立小学校」に改める。

議案第123号参考資料

備前市立認定こども園設置条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行																		
<p>(名称等)</p> <p>第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="438 1102 718 2040"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備前市立香登認定こども園～備前市立東鶴山認定こども園 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備前市立三石認定こども園</td> <td>備前市三石54番地1</td> </tr> <tr> <td>備前市立日生認定こども園</td> <td>備前市日生町寒河380番地36</td> </tr> <tr> <td>備前市立吉永認定こども園</td> <td>備前市吉永町吉永中484番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(保育料等)</p>	名称	位置	備前市立香登認定こども園～備前市立東鶴山認定こども園 (略)		備前市立三石認定こども園	備前市三石54番地1	備前市立日生認定こども園	備前市日生町寒河380番地36	備前市立吉永認定こども園	備前市吉永町吉永中484番地1	<p>(名称等)</p> <p>第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="438 172 718 1102"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備前市立香登認定こども園～備前市立東鶴山認定こども園 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備前市立三石認定こども園</td> <td>備前市三石54番地1</td> </tr> <tr> <td>備前市立吉永認定こども園</td> <td>備前市吉永町吉永中484番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(保育料等)</p>	名称	位置	備前市立香登認定こども園～備前市立東鶴山認定こども園 (略)		備前市立三石認定こども園	備前市三石54番地1	備前市立吉永認定こども園	備前市吉永町吉永中484番地1
名称	位置																		
備前市立香登認定こども園～備前市立東鶴山認定こども園 (略)																			
備前市立三石認定こども園	備前市三石54番地1																		
備前市立日生認定こども園	備前市日生町寒河380番地36																		
備前市立吉永認定こども園	備前市吉永町吉永中484番地1																		
名称	位置																		
備前市立香登認定こども園～備前市立東鶴山認定こども園 (略)																			
備前市立三石認定こども園	備前市三石54番地1																		
備前市立吉永認定こども園	備前市吉永町吉永中484番地1																		
<p>第6条 第3条第1項及び第2項に規定する事業に係る保育料等は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する子ども(以下「教育時間相当利用児」という。)に係る保育料は、<u>無料</u>とす。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>第6条 第3条第1項及び第2項に規定する事業に係る保育料等は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する子ども(以下「教育時間相当利用児」という。)に係る保育料は、<u>備前市使用料及び手数料条例(平成17年備前市条例第88号)で定める額</u>とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>																		

備前市立保育園設置条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(名称及び位置)</p>	<p>(名称及び位置)</p>

第2条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
備前市立西鶴山保育園	備前市島田20番地2
備前市立大内保育園	備前市大内948番地5

第2条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
備前市立西鶴山保育園	備前市島田20番地2
備前市立大内保育園	備前市大内948番地5
備前市立日生保育園	備前市日生町寒河380番地36

備前市立小学校、中学校、高等学校及び幼稚園設置条例新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行						
<p>備前市立小学校、中学校及び高等学校設置条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条の規定に基づき本市に小学校、中学校及び高等学校を設置する。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例について必要な事項は、別に教育委員会が定める。</p>	<p>備前市立小学校、中学校、高等学校及び幼稚園設置条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条の規定に基づき本市に小学校、中学校、高等学校及び幼稚園を設置する。</p> <p>(幼稚園の名称及び位置)</p> <p>第5条 幼稚園の名称及び位置は、別表第4のとおりとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例について必要な事項は、別に教育委員会が定める。</p> <p>別表第4(第5条関係)</p> <p>幼稚園の名称及び位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備前市立香登幼稚園</td> <td>備前市香登本973番地1</td> </tr> <tr> <td>備前市立日生幼稚園</td> <td>備前市日生町寒河380番地36</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	備前市立香登幼稚園	備前市香登本973番地1	備前市立日生幼稚園	備前市日生町寒河380番地36
名称	位置						
備前市立香登幼稚園	備前市香登本973番地1						
備前市立日生幼稚園	備前市日生町寒河380番地36						